

1 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する小学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

けんかやふざけ合いであっても児童の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば、いじめとして認知する。

いじめは重大な人権侵害であり、いかなるもの（形態）であっても許されない。学校は全職員が一丸となって、いじめの防止、早期発見、発生時の適切な対処に努め、また、何人もそれを見て見ぬふりをすることは許されない。

また、学校はいじめ問題への対処にあたり、保護者等への正確で丁寧な説明を行う。

2 いじめの形態（具体的な内容）

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話、インターネット等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

3 いじめ防止対策部会の設置と校内体制

生徒指導部会を核とした「いじめ防止対策部会」を設置し、以下の取組を実施する。

- (1) 国や地方公共団体の基本方針を参考にして、学校いじめ防止基本方針を策定する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針に基づき、具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を実施する。
- (3) 「いじめ防止の取組」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する職員研修を企画・運営する。
- (4) 学校におけるいじめの相談・通報の窓口となる。
- (5) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る。
- (6) いじめの疑いに関する情報があった時の緊急処の方針の決定と保護者との連携を図る。
- (7) 構成員は生徒指導部会を基本とするが、(1)の基本方針の策定に際しては保護者や地域の代表も構成員とし、また(5)の緊急処に際しては関係職員や必要に応じてスクールカウンセラーをメンバーとする等、柔軟に対応する。

4 いじめ防止等のための方針

- (1) 人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にする。
心を育むことによって、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- (2) 児童のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな人間関係づくりを推進する中で、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- (3) 発達の段階に即した確かな児童理解、教育相談の重視、全職員による一貫性のある組織的な指導の中で、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- (4) 学校全体での暴力・暴言の排除、過度な競争意識や勝利至上主義等、児童のストレスを高くする指導を見直す中で、いじめの未然防止に努める。
- (5) 学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働して、いじめの早期発見に適切に努めるとともに、発生時には毅然と対処し、継続的にその指導にあたる。

5 具体的な取組

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえて、全ての児童を対象に、以下のようにいじめの未然防止に取り組む。

ア いじめ防止等に向けた取組の年間計画等の作成と見直し

- ・学校いじめ防止対策年間計画の作成と年度末における見直し
- ・教師用のチェックリストの作成と活用

イ 道徳教育及びいのちを大切にするキャンペーン等の充実

- ・全教育活動を通じた道徳教育の推進
- ・児童会活動等、児童の自発的な活動の展開
- ・豊かな人間関係づくり実践プログラムの推進
- ・自然体験や宿泊体験、職場体験等の推進
- ・人権教育等の推進
- ・読書活動の推進

ウ SOS の出し方教育と教育相談体制の充実

- ・SOS の出し方教育を年間計画の中に位置づける。
- ・指導資料集を活用する。
- ・教育相談週間を設ける。

エ インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進

- ・情報モラル教育やサイバー教室による未然防止の推進
- ・プロバイダ責任制限法による誹謗中傷等の削除要求、発信者情報の開示請求等の周知

オ 教職員研修の推進

- ・職員会議でのいじめ防止等の共通理解
- ・児童に関する情報の共有と記録
- ・いじめの防止等に関する事例研修の実施
- ・4つの視点を生かした授業づくり
- ・教職員の児童を傷つける発言等や体罰根絶に向けた研修の実施

カ 保護者や地域住民等への啓発活動

- ・ いじめ防止対策推進法の家庭・地域への周知
- ・ リーフレット「学校・家庭・地域が一体となったストップいじめ」の配付
- ・ リーフレット「今こそ『いじめゼロ』を目指して」の配付
- ・ 「インターネットに潜む危険性について」（文書）の配付
- ・ 「いじめゼロ宣言」の児童会での採択と周知
- ・ 道徳の授業の一般公開

(2) 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを教職員は認識し、以下のようにいじめの早期発見に努める。

ア 早期発見のための措置

- ・ 日常的な一人一人への声かけ
- ・ 「個人ノート」や「生活ノート」等の活用
- ・ 昼休み等授業時間外での児童の人間関係の観察
- ・ 電話連絡や家庭訪問等、保護者との日頃からの連携
- ・ いじめ等児童の悩みのアンケート調査実施

(年4回：5月、7月、9月、11月)

- ・ 保護者を対象とした定期的ないじめに関するアンケート調査の実施
- ・ 定期的な教育相談の実施 (年2回：6月、11月)

イ 相談体制の整備

- ・ 児童と教職員の豊かな人間関係の構築
- ・ 保健室やスクールカウンセラーの相談室等の相談機能の充実
- ・ 相談箱の設置
- ・ いじめについて「話す勇気」の指導
- ・ 児童の相談記録等、情報の教職員による共通理解
- ・ 保護者や地域住民等から学校へのいじめ等の情報の連絡先

電話番号 52-2042

担当： 教頭・生徒指導主任・養護教諭・人権教育担当教諭

(3) いじめに対する対処

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、「いじめ発生時の対応マニュアル」に従って、組織的に対応する。

ア いじめの認知

- ・いじめの疑いについての初期情報の把握

保護者や地域住民等からの相談

学校電話番号 52-2042

イ 初期対応

- ① いじめ防止対策部会で初期対応の方針の決定
- ② 教育委員会への報告と連携
- ③ いじめられている児童及びその保護者への方針説明
- ④ 事実関係を明確にする調査
- ⑤ 初期支援（指導）

ウ 二次対応

- ⑥ 情報整理と具体的な指導・支援体制の確立（全職員での共通理解）
- ⑦ 保護者への報告と支援・助言

エ 長期対応

- ⑧ 関係児童の心のケア
- ⑨ 再発防止に向けた継続的な支援・指導・助言

オ 重大事態発生時の関係機関との連携

重大事態とは、（いじめ防止対策推進法・第28条より）

（ア） いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認めたとき

（イ） いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

カ 報告・連絡体制

発見者 → 担任 → 生徒指導主任 → 教頭 → 校長
→ 香取市教育委員会

キ いじめに係る行為の解消

- ・ 解消とは、被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは3か月を目安とする。ただし、被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合はこの目安に係わず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。
- ・ 被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか、面談等により確認する。

6 その他

- ① 学校いじめ防止基本方針のホームページでの公開
- ② 学校いじめ防止基本方針は、毎年度、学校評価等を活用し見直す。
- ③ その他いじめの防止等に関する措置を講ずる。

作成 平成30年4月1日

改訂 平成31年4月1日

改訂 令和 2年4月1日

改訂 令和 3年4月1日

改訂 令和 4年4月1日

改訂 令和 5年4月1日

改訂 令和 6年4月1日